

だいたう 議会報告

日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
議員団控室直通
TEL/FAX 871-5588

市議員 **つとむ ことし** **いづみ かつこ** **しげる とびた**

市議員 **つとむ ことし** **いづみ かつこ** **しげる とびた**

市議員 **つとむ ことし** **いづみ かつこ** **しげる とびた**

TEL.090-3864-5037
TEL.090-1079-8939
TEL.090-7099-8429

法律相談

8月3日(月)7時~
大東市民会館
※先着順です
871-5588まで

25日、市長から提案されていた諸議案を採決して6月議会が終了しました。日本共産党は、次の2議案に討論を行いました。(討論全文は2面)

●大東社保協から提出された18歳までの子どもに保険証を交付するよう求める「請願」が、いきいき委員会で審議され、大東社保協副会長の中村鎮夫氏が趣旨説明を行い、紹介議員の古崎議員が質問に答えましたが、委員会で与党議員は「趣旨は理解する」と述べながら、日本共産党以外の多数で否決したため、本会議で豊芦議員が原案賛成の討論を行いました。

●職員の日休み休憩時間を60分から45分に短縮する条例について、古崎議員が「過去にも45分にして職員から不評だった。労働の再生産、人間らしい労働を確保する観点から許せない」と「反対」討論を行った。

大東保育連総た 議員団が出席

19日、大東保育連の総会が市民会館で行われ、古崎、豊芦両議員が出席しました。豊芦議員が代表して「保育連は上三箇保育所の民営化以来、よくがんばっておられる。岡本市長は津の辺と寺川について民営化の第二弾

6月議会 おわる



を強行したが、上三箇の闘いによって、『引継ぎ』で公立保育士が1年間派遣されている。子ども達にしろよせが行かないように奮闘してほしい」と連帯の挨拶を行いました。

議会基本条例の制定にむけた特別委員会が開催

29日、3回目の同特別委員会が開かれ、古崎・豊芦両議員が出席しました。

冒頭、委員長から他市の先行して条例制定している自治体の経験を参考にして、「市民の意見を聞くため、アンケートを実施してはどうか」との提案がされ、論議されました。結論は「もう少し、条例素案を委員間で論議した後で、必要な項目で実施する方がよい」となりました。

また委員会での議論が往きつ戻りつしている状況について、古崎議員は「同条例制定については、各議員の想いがあるので、焦らず慎重に論議して行けば必ず一致点が生まれる」と、整理する意味で発言しました。

大東民主商工会が 定期総会を開催



28日(日)、大東民主商工会の定期総会が市民会館で行われ、党から重田初江さん(12区国政対策委員長)をはじめ、議員団がそろって出席し、紹介されました。

★国民平和大行進

7月5日(日)市役所前

★平野屋会所「市民講座」

7月5日(日)午後1時半

日本共産党議員団が本会議で行った討論

18歳までの子ども達に保険証交付を求める請願

本請願は、国保の滞納によって無保険状態となっている18歳までの子どもに対してすみやかに保険証の発行を求めるものです。

厚生労働省は豚インフルが中高生で多発していることを踏まえて、発熱外来に限定して、18歳までの子ども世帯に保険証を交付するよう全国に通達を出しました。本市は、これを受けて発熱外来に限定せず、全ての医療機関にかかれるよう短期保険証を18歳未満の子どもにも発行しています。

にもかかわらず、本請願の審議が付託された、いきいき委員会では、多数の委員が「趣旨は理解する」としながら、結論的には不採択としてしまったことは、まことに残念です。

なお、今回の本市の措置は、5月～7月の短期保険証であるため、8月から無保険の資格証明書に戻ってしまいます。秋に再発が予測されるインフルへの対応が必要であります。

しかし、全国保険医団体連合会の調査では、無保険の世帯・いわゆる資格書の人々の受診率が一般の1/53で、ほとんど医療を受けられていない状況が浮かび上がっております。

今年1月に行った、日本共産党の小池晃参院議員の質問に対して、厚生労働省は資格証を交付され病気になって医療機関を受診した場合に医療費を払えない人には短期保険証を交付することなどとする答弁書を閣議決定しました。

この際、資格書でなくひきつづき保険証を発行するよう求めるものです。また18歳未満の子どもだけでなく、すべての無保険世帯をなくすよう要請しておきます。

以上、本請願の委員長報告は原案不採択であるため、これに反対し原案に賛成であることを表明して討論と致します。

**今年も
平和夏まつり
8月28/29日
末広公園**

**睨歴史クラブ 第1回市民講座
7月19日(日) 午後1時30分
市立教育文化センター**

市職員の昼休み休憩短縮についての反対討論

本案は、市職員の昼休み休憩時間を現在の60分(1時間)から45分に短縮しようとするものです。

時間短縮の根拠として、市当局は労基法で勤務時間が6時間から8時間未満の場合は昼休みを「45分以上」8時間を超えると「60分以上」と定めていることとまた人事院が民間との比較を理由に国家公務員について45分へ短縮したことを踏まえた当局の説明しています。

しかし、必ずしも人事院勧告どおり実施しなければならないものではなく、労基法も「45分以上」「60分以上」とそれ以上を与えても良いことを示しています。

昼休み休憩は、午後からの労働の再生産のために不可欠なものです。

最近、職員食堂の厨房従業員が1名減らされ、食事が出来上がるまで10分位待たねばならないことが多くなっています。こうした中で、昼休みが45分に短縮されれば、食べ終わると12時半近くになるため周辺の喫茶店へコーヒーを飲みに行くこともできないこととなります。

また、数年前に一時期、昼休みを45分に短縮したとき、職員から不満の声が多く出され勤務時間を5:15から5:30に延長して昼休みを60分に戻した経過があります。

以上から今回の昼休み休憩の短縮について、人間らしい労働と休憩を確保する観点から断固反対であることを表明して討論を終わります。

定例議会が終わっても忙しい大東市議会

住環境特別委小委員会－6月30日 朝10時

マナー条例特別委小委員会－6月30日 11時

歴史文化特別委員会－6月30日 午後1時

合同委員会報告会－7月7日 10時

議会活性化協議会－7月7日 11時

議会運営委員会協議会－7月7日 午後1時

議会先例集小委員会－7月7日 午後2時

住環境特別委と市PTチーム懇談－7月9日

議会基本条例特別委員会－7月10日 10時